

富士宮市郵便入札心得書

(趣旨)

第1条 この心得は、物品の購入契約及び製造の請負契約（工事用材料の製造の請負契約を除く。）のうち郵便入札により執行する入札について、富士宮市（以下「市」という。）が行う競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(入札保証金)

第2条 入札参加者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を入札の際納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 入札参加者が、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。
- (2) 公告又は指名通知に入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(入札保証金に代わる担保)

第3条 前条の規定による入札保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

- (1) 国債
- (2) 地方債
- (3) 政府の保証のある債券
- (4) 市長が確実と認める社債

2 前項各号に掲げる担保の価値は、同項第1号及び第2号に掲げるものにあつては額面金額、同項第3号及び第4号に掲げるものにあつては額面金額（発行価額が額面と異なるときは発行価額）の8割に相当する額とする。

(入札保証保険証券の提出)

第4条 入札参加者は、市を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

（入札の基本的事項）

第5条 入札参加者は、仕様書、設計書、図面、見本その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において、仕様書、設計書、図面、見本等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

（入札の辞退）

第6条 指名の通知を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名の通知を受けた者が、入札を辞退するときは、次に掲げる方法により申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあっては、入札（見積）辞退届を直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）して行うこと。

(2) 入札執行中にあっては、入札（見積）辞退届を入札箱に投入して行うこと。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第7条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（入札金額等）

第8条 入札参加者は、入札（見積）書（第1号様式）を作成し、封緘の上、表面に「入札（見積）番号、入札（見積）書（及び入札内訳書）在中」及び「提出期限 年 月 日」と朱書きで明記し、裏面に入札者の住所、商号又は名称及び氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を記載して公告又は指名通知等に示した日時までに、一般書留郵便又は簡易書留郵便の方法により、郵送しなければならない

2 入札参加者は、郵便入札の開札に立ち会うことができる。また代理人をして立ち合わせるときは、委任状（第2号様式）を持参させなければならない。

3 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令

第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当する者を代理人とすることはできない。

4 入札参加者又は代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

第 8 条の 2 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者か免税事業者かを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当金額を差し引いた金額を入札金額として入札書に記載するものとし、入札金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とする。

ただし、消費税及び地方消費税を含む取引が一般的であると市長が認めた場合、上記の規定にかかわらず、消費税相当額を加算した金額を含み見積もった契約希望金額を入札金額として入札書に記載することができる。

（入札書の書換え等の禁止）

第 9 条 入札者は、その提出（郵送）した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札の中止等）

第 10 条 入札辞退等により指名競争入札に参加しようとする者が 1 人の場合には、入札の執行を取りやめる。

2 入札参加者が談合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめるものとする。

3 開札前において、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめるものとする。

4 入札書を提出（郵送）した者が 1 人のときは、当該入札は行わなかったものとする。この場合において、入札書は開封しないで返却するものとする。

（開札）

第 1 1 条 開札は、指定した日時に当該入札場所において入札者を立ち会わせて行う。

2 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせる。

(入札の無効)

第 1 2 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- (3) 公告又は指名通知等に示した日時及び場所に到達しない入札
- (4) 公告又は指名通知等に示した送付方法によらず送付された入札
- (5) 記名並びに担当者氏名及び連絡先の記入を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 談合その他の不正の行為により入札を行ったと認められる者のした入札
- (9) 同一事項の入札について、2 以上を入札した者の入札
- (10) 同一事項の入札について自己のほか、他人の代理人を兼ねて立ち会わせた者の入札
- (11) 同一事項の入札について 2 人以上の代理人をした者の入札
- (12) 前各号に定めるもののほか指示した条件に違反して入札した者の入札

(落札者の決定)

第 1 3 条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、製造の請負契約については、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第 14 条 開札した場合において、落札者とすべき入札がないときは、不調とし、再度入札は行わない。

（同価格の入札者が 2 人以上ある場合の落札者の決定）

第 15 条 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない市職員にくじを引かせる。

（入札結果の通知）

第 16 条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名又は名称及び金額を、落札者がいないときはその旨を開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせる。

（落札の取消し等）

第 17 条 次の各号の一に該当するときは、落札を取り消すことができる。

- (1) 落札者が次条に定める期間内に契約を締結しないとき。
- (2) 入札者又は落札者が不正の入札をしたと認めたとき。
- (3) 落札者が入札資格に欠け、又は欠けたことを発見したとき。
- (4) 落札者が自己の責めに帰すべき理由によって既に締結した他の契約を解除されたとき。

2 前項に定める場合のほか、落札決定後特別の理由によって契約の締結ができないときは、落札を取り消すことができる。

3 第 1 項の規定により落札を取り消された者で入札保証金を免除されたものは、免除された入札保証金に相当する額の違約金を納付しなければならない。

（契約の締結）

第 18 条 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して 7 日以内に物品売買契約書（第 3 号様式）又は製造の請負契約書（第 3 号の 2 様式）若しくは契約内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の近くによっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）

（以下これらを「契約書等」という。）を作成して契約を締結しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

（契約書等作成の省略）

第 19 条 契約書等の作成を省略する場合は、物品売買請書（第 4 号様式）又は製造の請負請書（第 4 号の 2 様式）若しくは請負内容を記録した電磁的記録を徴する。この場合においては、前条を準用する。

（契約の確定）

第 20 条 契約書等を作成する契約にあつては、契約当事者双方が記名押印したとき又は総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 48 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する電子署名をしたときに確定する。ただし、富士宮市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年富士宮市条例第 12 号）に定める契約については、議会の議決があつたときに当該契約が成立する。

（入札保証金の返還）

第 21 条 入札保証金（これに代わる担保を含む。）は、入札終了後、直ちに返還する。ただし、落札者に対しては当該契約を締結した際に返還する。

（契約保証金）

第 22 条 落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を契約締結の際納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 落札者が、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。
- (2) 公告又は指名通知に契約保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

（契約保証金に代わる担保）

第 23 条 前条の規定による契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

- (1) 国債
- (2) 地方債
- (3) 政府の保証のある債券
- (4) 市長が確実と認める社債

2 前項各号に掲げる担保の価値は、同項第1号及び第2号に掲げるものにあつては額面金額、同項第3号及び第4号に掲げるものにあつては額面金額（発行価額が額面と異なるときは発行価額）の8割に相当する額とする。

（契約保証保険証券の提出）

第24条 落札者は、市を被保険者とする契約保証保険契約を締結して契約保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

（異議の申立て）

第25条 入札した者は、入札後、この心得書、仕様書、設計書、図面、見本、契約書式等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（準用）

第26条 この心得は、随意契約について準用する。

附 則

この心得は、平成25年12月16日から施行する。

附 則

この心得は、令和2年4月14日から施行する。

附 則

この心得は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和7年10月1日から施行する。

第 1 号様式（第 8 条関係）

入札（見積）書

入札（見積）番号・件名

上記について、富士宮市物品の購入及び製造の請負に係る入札心得書及び郵便心得書を承諾の上、下記の金額で申し込みます。

入札（見積）金額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

年 月 日

発注者 富士宮市長

所在地又は住所

入札（見積）者 商号又は名称
氏 名

担当者氏名

連絡先

第 2 号様式（第 8 条関係）

委 任 状

下記の業務につき を代理人と定め、入札（見積）に関する
一切の権限を委任します。

1 入札（見積）番号 第 号

2 物品の購入又は製造の請負業務の名称

年 月 日

発注者 富士宮市長

所在地又は住所

入札（見積）者 商号又は名称

氏 名

印

物品売買契約書

1 物 品 名

2 納入場所

3 納入期限 年 月 日

4 契約金額 ￥ —

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ ー)

5 契約保証金 免除

上記の物品について、発注者と受注者は、別添の約款によって売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後、電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。（書面契約の場合は、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。）

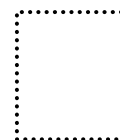
年 月 日

発注者 静岡県富士宮市弓沢町150番地
富士宮市長

受注者	所在地又は住所 商号又は名称 氏 名
-----	--------------------------

※電子契約によらない場合は、各自押印するものとする。

製造の請負契約書



1 請 負 名

2 納 入 場 所

3 納 入 期 限 年 月 日

4 契 約 金 額 ¥ ー

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ ー）

5 契 約 保 証 金 免 除

上記の製造の請負について、発注者と受注者は、別添の約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後、電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。（書面契約の場合は、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自その 1 通を所持する。）

年 月 日

発 注 者 静岡県富士宮市弓沢町 1 5 0 番地
 富士宮市長

 所在地又は住所
受 注 者 商号又は名称
 氏 名

※電子契約によらない場合は、各自押印するものとする。

物品売買請書

- 1 物品名
- 2 納入場所
- 3 納入期限
- 4 契約金額 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）
- 5 契約保証金

富士宮市契約規則を承諾の上、上記金額及び受注条件をもって貴職の指示どおり履行します。

なお、履行遅滞があった場合は市の定めに従い違約金を支払い、解除条件については富士宮市物品購入等契約約款の規定に従います。

また、納入後1年間は、納入した物品の品質、性能等について保証します。

年 月 日

富士宮市長 宛

所在地又は住所

受注者 商号又は名称

氏名

※電子契約によらない場合は、各自押印するものとする。

製造の請負請書

- 1 請負名
- 2 納入場所
- 3 納入期限
- 4 契約金額 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）
- 5 契約保証金

富士宮市契約規則を承諾の上、上記金額及び受注条件をもって貴職の指示どおり履行します。

なお、履行遅滞があった場合は市の定めに従い違約金を支払い、解除条件については富士宮市物品購入等契約約款の規定に従います。

また、納入後1年間は、納入した物品の品質、性能等について保証します。

年 月 日

富士宮市長 宛

所在地又は住所

受注者 商号又は名称

氏名

※電子契約によらない場合は、各自押印するものとする。

(参 考)

入札（見積）辞退届

年 月 日

1 入札（見積）番号 第 号

2 物品の購入又は製造の請負業務の名称

上記の入札（見積）を都合により辞退します。

富士宮市長

所在地又は住所

商号又は名称

氏 名

担当者氏名：

連絡先()

(記入例:委任状がない場合)

(記入例)

第1号様式(第8条関係)

入札(見積)書

上記について、富士宮市物品の購入及び製造の請負に係る入札心得書及び郵便入札心得書を承諾の上、下記の金額で申し込みます。

入札(見積)番号・件名

入札番号〇〇号 □□□□□□□□□

(※指名通知書の内容を確認して記入する。)

入札(見積)金額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	¥	2	0	0	0	0	0	0

(※¥マークを必ず記入すること。なお、金額の訂正は無効です。)

〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 富士宮市長

(※入札日を記入すること。)

富士宮市弓沢町150番地
入札(見積)者 富士宮株式会社
代表取締役 富士宮太郎

担当者氏名:富士宮(株)□□支社 営業部 △△△△

連絡先(〇〇-〇〇〇〇)

(記入例:委任状がある場合)

(記入例)

第1号様式(第8条関係)

入札(見積)書

上記について、富士宮市物品の購入及び製造の請負に係る入札心得書及び郵便入札心得書を承諾の上、下記の金額で申し込みます。

入札(見積)番号・件名

入札番号〇〇号 □□□□□□□□

(※指名通知書の内容を確認して記入する。)

入札

(見積)金額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	¥	2	0	0	0	0	0	0

(※
¥マークを必ず記入すること。なお、金額の訂正は無効です。)

〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 富士宮市長

(※入札日を記入すること。)

富士宮市弓沢町150番地
入札(見積)者 富士宮株式会社
代表取締役 富士宮太郎

上記代理人 富士宮次郎 印
※代理人の記名押印をすること。代表者印は不要。

担当者氏名:富士宮(株)□□支社 営業部 △△△△
連絡先(〇〇-〇〇〇〇)

(記入例)

※委任状は、代表者本人が入札に参加できない場合、必要となります。

第2号様式（第8条関係）

委 任 状

下記の業務につき**富士宮次郎**を代理人と定め、入札（見積）に関する
一切の権限を委任します。

1 入札（見積）番号 第〇〇号
(※ 指名通知書を確認して記入する。)

2 物品の購入又は製造の請負業務の名称
□ □ □ □ □ □ □
(※ 指名通知書を確認して記入する。)

〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 富士宮市長

入札（見積）者	所在地又は住所	富士宮市弓沢町150番地
	商号又は名称	富士宮株式会社
	氏 名	代表取締役 富士宮太郎 ㊞

※代表者印